# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書の訂正届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成27年12月１日 |
| 【会社名】 | 株式会社AOI Pro. |
| 【英訳名】 | AOI Pro.Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長　　中　江　　康　人 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都品川区大崎一丁目５番１号 |
| 【電話番号】 | ０３（３７７９）８０００（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 代表取締役副社長　　譲　原　　理 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都品川区大崎一丁目５番１号 |
| 【電話番号】 | ０３（３７７９）８０００（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 代表取締役副社長　　譲　原　　理 |
| 【届出の対象とした募集有価証券の種類】 | 新株予約権証券 |
| 【届出の対象とした募集金額】 | その他の者に対する割当<br>（発行価額の総額）　０円<br>（発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額）<br>387,795,000円<br>(注) １．本募集は、平成27年６月25日開催の当社定時株主総会の特別決議及び平成27年11月10日開催の当社取締役会決議に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行するものです。<br>２．新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、及び各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という）がその権利を放棄した場合には、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した額は減少します。 |
| 【安定操作に関する事項】 | 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 株式会社東京証券取引所<br>（東京都中央区日本橋兜町２番１号） |

## １　【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成27年11月10日付けで関東財務局長に提出した有価証券届出書の記載事項のうち、平成27年12月１日に「発行数」、「新株予約権の行使時の払込金額」、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」及び「新規発行による手取金の額」が確定いたしましたので、これらに関する事項を訂正するため有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## ２　【訂正事項】

第一部　証券情報

第１　募集要項

１　新規発行新株予約権証券

(1) 募集の条件

(2) 新株予約権の内容等

２　新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

## ３　【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿を付して表示しております。

# 第一部 【証券情報】

## 第１ 【募集要項】

### １ 【新規発行新株予約権証券】

(1) 【募集の条件】

（訂正前）

| | |
|---|---|
| 発行数 | 3,775個（注）<br>（注） 上記発行数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。 |
| | ＜省略＞ |

＜省略＞

（注）４．割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりです。なお、下記割当新株予約権数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合など、割り当てる本新株予約権の数が減少することがあります。

| 割当対象者 | 人数 | 割当新株予約権数 |
|---|---|---|
| 当社使用人 | 389名 | 3,255個 |
| 当社子会社の取締役（社外取締役を除く） | 26名 | 520個 |
| 合計 | 415名 | 3,775個 |

※　完全子会社ではない子会社の取締役も含まれます。

（訂正後）

| | |
|---|---|
| 発行数 | 3,765個 |
| | ＜省略＞ |

＜省略＞

（注）４．割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当新株予約権数は以下のとおりです。

| 割当対象者 | 人数 | 割当新株予約権数 |
|---|---|---|
| 当社使用人 | 387名 | 3,245個 |
| 当社子会社の取締役（社外取締役を除く） | 26名 | 520個 |
| 合計 | 413名 | 3,765個 |

※　完全子会社ではない子会社の取締役も含まれます。

(2) 【新株予約権の内容等】

（訂正前）

| | |
|---|---|
| | ＜省略＞ |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 377,500株<br>各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、付与株式数は(注)１．の定めにより調整を受けることがある。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。<br>行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下、「終値」という）の平均値（１円未満の端数は切り上げる）又は割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値）のいずれか高い金額とする。ただし、行使価額は(注)２．に定める調整に服する。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金 356,360,000円（注）<br>（注）　新株予約権の行使により株式を発行する場合の発行価額の総額は、平成27年11月10日の時価を基礎として算出した見込額です。 |
| | ＜省略＞ |

＜省略＞

（訂正後）

| | |
|---|---|
| | ＜省略＞ |
| 新株予約権の目的となる株式の数 | 376,500株<br>各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という）は100株とする。ただし、付与株式数は(注)１．の定めにより調整を受けることがある。 |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。<br>行使価額は、1,030円とする。ただし、行使価額は(注)２．に定める調整に服する。 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額 | 金 387,795,000円 |
| | ＜省略＞ |

＜省略＞

## ２ 【新規発行による手取金の使途】

### (1) 【新規発行による手取金の額】

（訂正前）

| 払込金額の総額(円)(注)１． | 発行諸費用の概算額(円)(注)２． | 差引手取概算額(円) |
|---|---|---|
| 356,360,000 | 1,372,000 | 354,988,000 |

（注）１．払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額であり、平成27年11月10日の時価を基礎として算出した見込額です。
２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
３．新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、及び新株予約権者がその権利を放棄した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。

（訂正後）

| 払込金額の総額(円)(注)１． | 発行諸費用の概算額(円)(注)２． | 差引手取概算額(円) |
|---|---|---|
| 387,795,000 | 1,372,000 | 386,423,000 |

（注）１．払込金額の総額は、発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の合計額を合算した金額です。
２．発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。
３．新株予約権の行使期間内に行使が行われない場合、及び新株予約権者がその権利を放棄した場合には、払込金額の総額及び差引手取概算額は減少します。